

日本体育大学学術機関リポジトリ運用指針

(目的)

第1条 この指針は、日本体育大学学術機関リポジトリ（以下「日体大リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 日体大リポジトリとは、日本体育大学（以下「本学」という。）において、生産された教育研究成果物（以下「コンテンツ」という。）を電子的な形態によって蓄積・保存（以下「登録」という。）し、学内外に無償で提供すること（以下「公開」という。）により、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対して学術的・教育的貢献を果たすためのシステムをいう。

(登録範囲)

第3条 日体大リポジトリに登録するコンテンツの範囲は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学在籍中に単独又は共同で生産したコンテンツであること。
- (2) コンテンツの種別として以下のいずれかに該当するものであること。
 - ①学術雑誌掲載論文
 - ②本学が学位を授与した学位論文（博士論文及び指導教員が認める修士論文）
 - ③本学の紀要類
 - ④会議等での発表資料
 - ⑤研究報告書
 - ⑥授業等で使用した教材、講義資料
 - ⑦本学所蔵の学術情報資料
 - ⑧その他、図書館長が日体大リポジトリに登録することが適当と認めたもの
- (3) 公開にあたって、法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上問題が生じないものであること。

(登録申請者)

第4条 日体大リポジトリにコンテンツの登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該コンテンツの作成に関与した本学の在籍者（過去に在籍したことのある者を含む）。
- (2) (1) を構成員に含む団体。
- (3) その他、図書館長が適当と認めた者。

(登録の申請)

第5条 登録申請者は、次に掲げる登録条件を承諾した上で、図書館長に登録を申請するものとする。なお、この承諾は当該コンテンツについて、著作権法（昭和45年法律第48号）上の複製権及び公衆送信権の利用を、図書館長に対し認めるものであり、著作権を譲渡するものではない。

- (1) 当該コンテンツを複製し、日体大リポジトリを構築するサーバに登録する。（複製権）
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。（公衆送信権）
- (3) コンテンツの保全（バックアップ）及び利用のための複製・媒体変換を行う。（複製権）
- (4) 学内外の各種システム等との連携のために、コンテンツの複製物及びメタデータを提供する。（複製権・公衆送信権）

(登録・公開)

第6条 登録申請を認められた者(以下「登録者」という。)は、当該コンテンツを日体大リポジトリに登録する。ただし、図書館は登録者の代理として登録することができる。

2 図書館は、登録者から提供されたコンテンツについて、法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上、登録・公開に係わる支障のないことを登録者に確認したうえで、登録・公開する。

3 コンテンツの保存年限は、特に登録者からの申し出がない限り無期限とし、登録者が本学から離籍した場合も、本人からの申し出がない限り公開を停止しない。

(削除・非公開化)

第7条 図書館は、日体大リポジトリに登録されたコンテンツが、次のいずれかに該当する場合、図書館運営委員会の議を経て、登録されたコンテンツ及び書誌データ等の一部又は全部を削除することにより非公開化する。

(1) 登録者から削除の申請があった場合

(2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合

(利用条件)

第8条 日体大リポジトリに登録されたコンテンツを利用しようとする者は、その利用に際して以下の条件を遵守するものとする。

(1) 著作権法が定める条件

(2) 公開するコンテンツが、日体大リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版社等が利用に係る条件を定めている場合、その条件

(免責事項)

第9条 日体大リポジトリでのコンテンツの登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(事務)

第10条 日体大リポジトリに関する事務は、図書館課が処理する。

(その他)

第11条 この運用指針の改廃は、図書館運営委員会の議を経て学長が行う。

2 この運用指針に定めのない事項は、必要に応じて図書館長が別に定める。

附則

(施行日)

この指針は、平成31年4月1日から施行する。